

社会福祉法人椎の木福祉会主催 介護職員初任者研修 学則

(目的)

第1条 地域の高齢化と多様化する福祉ニーズに対応した適切な介護サービスの提供を支援するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図ること及び介護サービスに関する理解の向上を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 介護職員初任者研修 通学課程とする。

(研修所管部署)

第3条 社会福祉法人椎の木福祉会(〒475-0934 愛知県半田市椎ノ木町一丁目 69 番地 以下「椎の木福祉会」と略)を所管部署とする。

(研修実施場所)

第4条 研修(以下「スクーリング」と略)会場については、以下とする。

特別養護老人ホーム瑞光の里 緑ヶ丘(〒475-0002 愛知県半田市緑ヶ丘 2-35-1)

(研修期間)

第5条 研修期間は2026年9月17日～2027年2月25日とする。

(研修カリキュラム及び使用する教材等)

第6条 研修カリキュラムは、別紙 1-1「研修カリキュラム」で定められた内容と同等のものとし、教材については中央法規出版株式会社発行の介護職員初任者研修テキストを使用する。

(講師氏名及び職名)

第7条 研修講師は所定科目の講師にふさわしい講師を配置し、講師名および職名は別紙「講師一覧」で示す。

(実習実施場所)

第8条 実習施設については、以下とする。

特別養護老人ホーム瑞光の里 緑ヶ丘(〒475-0002 愛知県半田市緑ヶ丘 2-35-1)

(修了の認定及び免除科目)

第9条 全科目の研修カリキュラムを修了し、かつスクーリング内で実施するミニテスト(実技テスト含む)で合格し、「9. こころからだのしくみと生活支援技術」の実技演習の評価および最終日の修了試験において A～D の評価区分のうち C 以上の評価を得たものを修了者とする。修了者には修了証明書を交付する。

評価区分 A:90点以上 B:80～89点以上 C:70～79点以上 D:70点未満

2 評価基準を満たしていない場合、必要に応じて補講等を行い再評価する。

3 免除科目の取り扱いなし

(募集期間)

第10条 募集期間は2026年5月1日～2026年8月31日とする。

(受講資格及び対象者)

第11条 受講対象者は将来介護サービスに従事することを希望する者及び介護サービスに関心を持つ者等とする。

あわせて、予定された研修の全日程に参加できる見込みがある者とする。

(受講定員)

第12条 20人とする。

(受講手続)

第13条 募集期間内に先着順に募り、受講料の支払いをもって正式申込みとする。申込みをうけ受講決定を受けた者に「決定通知」と「受講票」を発行する。

(受講料)

第14条 受講料は 30,000 円(テキスト代、スクーリング分含む)

(補講)

第15条 スクーリングの一部を欠席した者については、13 時間(2 日間)を上限とし、補講を行うこととする。補講は、原則として同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別に対応する。

2 補講を受講する際の費用は、1 時間あたり 5,000 円とする。

3 当該科目のスクーリング時に 30 分以上遅刻もしくは早退した場合は欠席と同等とみなし、欠席分の補講を上記費用で受けさせるものとする。

(修了試験不合格者の扱い)

第16条 最終日の修了試験に欠席もしくは不合格の者については、別日程で追試験をおこなう。ただし、追試験の受験は原則として1回までとする。なお、本人の都合により指定日に修了試験が受けられず、別日程で受験する場合も追試験と同等の扱いとする。追試料は 1 回あたり 5,000 円とする。

(不測の事態に対する対応)

第17条 天災等不測の事態により研修が中断された場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再興する。

(苦情等相談時の連絡先)

第18条 苦情等相談時の連絡先は椎の木福祉会(TEL:0569-84-7557 FAX:0569-84-7556)とする。

(個人情報の取り扱い)

第19条 本法人は研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密を第三者に漏洩してはならない。

また、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう十分な事前及び事後指導を行うものとする。

(研修修了者名簿の提出)

第20条 修了者の名簿は本法人から愛知県知事あてに提出後、県の管理下におかれるものとする。なお、名簿については本法人においても永年保存とする。

(受講者の本人確認)

第21条 初回講義時において、受講生は事務処理要領第 18 条に記載の証明書類のいずれか1つを本法人に提示しなければならない。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示

2 本法人は上記提示書類について、研修修了時に愛知県に報告するものとする。

(受講の取り消し)

第22条 以下に該当する者は、受講の決定を取り消すことがある。

- ・遅刻、欠席、早退の甚だしい者
- ・受講態度不良の者
- ・研修実施機関が不適格とみなす者

(解約・返金)

第23条 受講票発送後の、受講者都合によるキャンセル・返金には応じない。なお、前条により、受講途中に本法人の判断で受講の取り消し(中止)を決定した場合に限り、入金した金額から 50%を返金する(振込手数料は受講生負担とする)。

(修了証の再発行)

第24条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行費用は有料とする。